

専決報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月28日提出

泉州南消防組合管理者 千代松 大耕

専決第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のように専決処分する。

令和 8 年 3 月 13 日

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

損害賠償の額を定めること及び和解について

令和 7 年 11 月 14 日、岸和田市北町 18 番地先、府道大阪臨海線北町交差点において発生した交通事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 695 条の規定により、相手方（大阪府堺市在住・個人）と損害賠償額 0 円をもって和解するものとする。